

人事行政の運営等の状況を公表（令和7年度公表）

野田市的人事行政の運営状況をお知らせします。

なお、情報公開コーナー（市役所3階総務課内）及び行政資料コーナー（市役所1階・関宿支所1階）でもご覧ることができます。

問合せ先 人事課人事研修係 04-7199-4919
人事課給与厚生係 04-7123-1072

公表内容

項目は、次のとおりです。

- 1 職員数及び職員の任免に関する状況
- 2 職員の採用試験の状況
- 3 職員の人事評価の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の分限及び懲戒の状況
- 6 職員の服務の状況
- 7 職員の退職管理の状況
- 8 職員の研修の状況
- 9 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 10 野田市公平委員会の報告事項
- 11 職員の給与の状況

※職員の給与の状況については、令和8年2月に掲載予定です。

1 職員数及び職員の任免に関する状況

(1) 職員数の推移(各年度 4月 1日現在)

(単位:人)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1,065	1,066	1,036	1,055	1,020

(注)1 地方公共団体定員管理調査に基づき作成した職員数です（一般職に属する職員数であり、休職者、派遣職員（他団体に所属する職員を除く。）、育休任期付職員等を含み、教育長を除く。）。

(2) 部門別職員数

(単位:人)

区分	職員数 (各年4月1日現在)		対前年 増減数	主な増減理由
	令和6年	令和7年		
一般行政部門	議会	8	8	0
	総務・企画	181	175	△6
	税務	59	57	△2
	民生	193	177	△16
	衛生	87	83	△4
	労働	3	4	1
	農林水産	19	17	△2
	商工	6	6	0
	土木	106	103	△3
	小計	662	630	△32
特別行政部門	教育	114	115	1
	消防	196	198	2
	小計	310	313	3
普通会計		972	943	△29
公営企業等 会計部門	水道	24	22	△2
	下水道	22	20	△2

	その他	37	35	△2	したことによる 6 人減、(地域包括支援課)高齢者支援課・介護支援課・地域包括支援課に 3 分割したことによる 6 人増、(介護支援課)高齢者支援課・介護支援課・地域包括支援課に 3 分割したことによる 15 人増、(国保年金課)育休任期付職員の任期終了及び会計年度任用職員の配置による 2 人減
	小計	83	77	△6	
合計		1,055	1,020	△35	

(注) 1 地方公共団体定員管理調査個別団体表に基づき作成（教育長を除く。）

2 <参考>の類似団体職員数（教育長を除く。）と超過数は令和 4 年 4 月 1 日の状況及び比較です。

(3) 職員の採用の状況(令和6年度)

(単位:人)

区分	正規職員	任期付職員	再任用	フルタイム会計年度任用職員
職種	一般行政職	40	3	121
	土木技術職	2		
	建築技術職	1		
	保健師	1		
	理学療法士	1		
	精神保健福祉士	1		
	心理士			1
	保育士	2	3	29
	栄養士		1	
	看護師			1
	幼稚園教諭		1	1
	消防士	10		
	技能労務職		1	2
計		58	9	154

(4) 事由別退職の状況(令和6年度)

(単位:人)

定年	勧奨	その他	合計
19	5	59	83

(5) 定員管理の取組

平成31年3月に策定した行政改革大綱実施計画の中で、「各課における事務事業の現状及び見通しを把握し、会計年度任用職員や再任用職員をバランス良く活用しながら、柔軟な職員配置を行う。」こととし、定員管理に取り組んでいます。

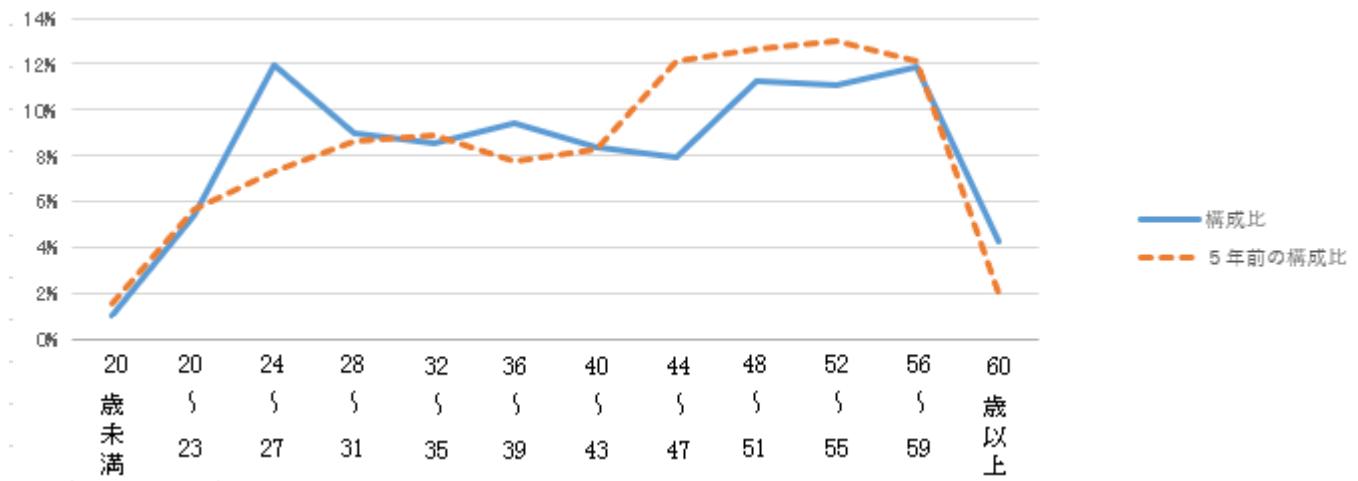
(6) 部門別職員数の推移

(単位:人、%)

区分	職員数(各年4月1日現在)						過去5年間の 増減数(率)
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	
一般行政	657	661	670	647	662	630	△27 (△4.1%)
教育	118	122	120	115	114	115	△3 (△2.5%)
消防	179	185	188	190	196	198	19 (10.6%)
普通会計 計	954	968	978	952	952	943	△11 (△1.2%)
公営企業等 会計 計	100	97	88	84	83	77	△23 (△23.0%)
総合計	1,054	1,065	1,066	1,036	1,055	1,020	△34 (△3.2%)

(注) 地方公共団体定員管理調査個別団体表に基づき作成しています。 (教育長は除く)

(7) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 10	人 55	人 122	人 92	人 87	人 96	人 85	人 81	人 115	人 113	人 121	人 43	人 1,020

2 職員の採用試験の状況(令和6年度実施)

(単位:人)

区分	申込者数	第1次受験者数	第1次合格者数	第2次合格者数	最終合格者数	採用者数
一般行政職（上級）	175	97	28	19	12	7
一般行政職（初級）	9	9	7	5	2	1
消防士A（初級）	9	4	4	3	3	3
消防士B（初級）	26	21	11	9	6	4
土木技術職（上級）	5	2	2	2	2	1
建築技術職（上級）	2	0	0	0	0	0
一般行政職（スコア推上級）	18	18	11	7	4	4
主任介護支援専門員（社会人経験者）	1	1	1	1	1	1
保育士（中級）	12	12	9	5	2	1
技能職	8	7	6	3	2	2
一般行政職（上級） (追加試験)	46	41	19	12	12	7
土木技術職（上級） (追加試験)	1	1	0	0	0	0
建築技術職（上級） (追加試験)	0	0	0	0	0	0
理学療法士（上級） (令和6年9月1日採用)	3	3	2	2	2	1
合計	315	216	100	68	48	32

(注)最終合格者数には、名簿登載者を含みます。

3 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条、第23条の2及び第23条の3の規定に基づき、定期的に職員の勤務成績を人事管理の基礎資料として活用し、職員の勤務意欲の向上及び人材育成を図っています。評価の種類は、次のとおりで、いずれの評価も評価期間中の職務行動及び業務の達成状況を、評価基準に照らして、絶対評価で評価しています。

能力評価	職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価
業績評価	職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(一般職の標準的なもの)

令和7年4月1日現在

勤務時間	勤務時間の割振り	休憩時間	勤務を要しない日
1週間につき 38時間45分	午前8時30分から 午後5時15分まで	正午から 午後1時まで	日曜日及び土曜日

(2) 主な休暇・休業制度

令和7年4月1日現在

年次有給休暇	1年度につき20日(残日数は翌年度に20日まで繰越し可能)
夏季休暇	7月から9月までの期間(市長が特に必要があると認めるときは、市長が定める期間)内に7日の範囲内の期間
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合、1年度で5日の範囲内の期間
忌引	親族の区分に応じて1日から10日の範囲内の期間
療養休暇	医師の証明等に基づき3月を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間
結婚休暇	結婚するとき連続する7日の範囲内の期間
妻の出産休暇	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき5日の範囲内の期間
子育て支援休暇	職員が養育している満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫(以下、子等という。)の看護、健康診断、予防接種もしくは感染症による学級閉鎖のために勤務しないことが相当であると認められる場合、又は当該子等が在籍する学校等が実施する行事に参加する場合1年度に7日の範囲内の期間(子を2人以上養育する職員にあっては、7日に当該2人目の子は3日を、3人目以降の子1人につき2日を加えた日数)
介護休暇	同居の親族、配偶者又は1親等の親族が重度の疾病又は負傷により、独力で生活に必要な基本動作ができない状態にあり介護が必要な場合、一の継続する状態ごとに、3回を超える通算して6月を超えない範囲内の期間
育児休業	男女を問わず子を養育する職員に対して、当該子が3歳に達するまでの必要な期間(無給)

5 職員の分限及び懲戒の状況(令和6年度)

(1) 分限処分

(単位:人)

降任	免職	休職	降給
-	-	27	-

(2) 懲戒処分

(単位:人)

戒告	減給	停職	免職
2	3	-	-

6 職員の服務の状況

(1) 年次有給休暇の取得状況(令和6年)

対象職員数 A	付与日数 B	取得日数 C	平均取得日数 C/A	取得率 C/B
896 人	34,645 日	12,512 日	13.9 日	36.1%

(2) 夏季休暇の取得状況(令和6年)

対象職員数 A	付与日数 B	取得日数 C	平均取得日数 C/A	取得率 C/B
879 人	6,153 日	6,055 日	6.9 日	98.4%

(3) 介護休暇の取得状況(令和6年)

(単位:人)

区分	介護休暇承認期間						
	計	30日以下	30日超 60日以下	60日超 90日以下	90日超 120日以下	120日超 150日以下	150日超
男性職員	1	0	0	0	0	1	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0	1	0

(4) 育児休業、部分休業の取得者及び子が出生した職員数(令和6年度)

(単位:人)

区分	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数	子が出生した 職員
男性職員	14	0	1	26
女性職員	9	0	24	9
計	23	0	25	35

7 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行(平成28年4月1日)により、再就職者による働きかけの規制等が導入され、再就職情報の届出や公表等を定めた野田市職員の退職管理に関する条例を制定し、退職管理の適正を確保する取組を行っています。

退職管理を行うことで、市役所を退職した後に営利企業等に再就職した元職員が、在職時の職務に関して影響力を行使することを規制し、公務の公正な執行を確保することを目的としています。

令和6年度に退職した課長級以上の職の経験がある職員(野田市立の学校に勤務する県費負担教職員(校長)を含む。)の再就職の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

区分	退職者数	うち再就職者数				
		公務員又は再任用職員	非常勤職員等	外郭団体等	民間企業等	その他
令和6年度退職	20	9	3	0	2	6

8 職員の研修の状況

(1) 職員の研修(令和6年度)

職務上の階層ごとに行う一般研修、特定分野について重点的、研究的に行う特別研修のほか、国等及び研修機関に委託又は派遣して行う委託・派遣研修等を実施し職員の能力向上及び人材育成に努めています。

区分	コース	受講者
一般研修	11コース	486人
特別研修	19コース	2,140人
委託研修(派遣研修)	57コース	76人
自己啓発(通信教育)	4コース	4人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理の状況

職員の健康の保持増進と疾病予防のため、定期健康診断、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）、破傷風の予防接種、情報機器作業職員健康診断及び産業医による健康相談を実施しています。

(2) 職員の福利厚生

職員の健康保持及び元気回復を目的に、保養施設の利用及びスポーツ・レクリエーション事業の実施に対する助成等を行っています。

また、千葉県市町村職員共済組合において、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係）及び福祉事業（人間ドック事業、メンタルヘルス等）を行っています。

そのほか、県内の市町村職員等が加入する千葉県市町村職員互助会においても各種給付事業を行っています。その費用は、職員の掛金及び市の負担金で賄われており、令和6年度の会員数は1, 191人、公費負担額は1, 559千円でした。

10 野田市公平委員会の報告事項

令和6年度に野田市公平委員会に提出された勤務条件に関する措置の要求及び不利益な処分についての不服申立ては、次のとおりです。

勤務条件に関する措置の要求	無
不利益処分についての不服申立て	無